



# とうほくふるさと情報

H26年12月版①

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～



## ぞーなってるの？損害賠償！

### 平成26年12月1日より請求受付開始の事案

平成26年11月26日東京電力プレスリリースより

1. 個人を対象とする「精神的損害に対する慰謝料等の本賠償および生命・身体的損害に係る賠償」について、14回目の請求受付が開始されました。

(請求の対象となる期間：平成26年9月1日から平成26年11月30日)

2. 「要介護状態等の事情がある方」および「恒常的に介護が必要な方を介護している方」への「避難生活等による精神的損害」の賠償金の追加支払について、3回目の請求受付が開始されました。

(請求の対象となる期間：平成26年6月1日から平成26年11月30日)

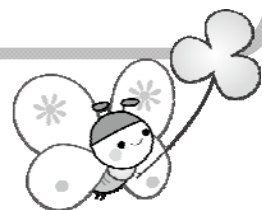
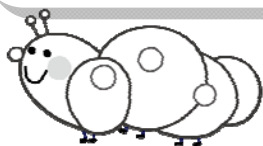
必要書類として(1)介護保険被保険者証の写し(2)身体障害者手帳の写し(3)精神障害者保健福祉手帳の写し(4)療育手帳の写し等が必要な場合があります。

※前回の請求の際に3回目の請求書類の送付を希望された方には順次発送されるため、申し込みは不要です。

1. 2. とも連絡先は「福島原子力補償相談室(コールセンター)」

TEL：0120-926-404 受付時間：午前9時～午後9時

※本件につきまして、裏面記載の東京司法書士会総合相談センターでもご相談を承っております。ぜひお問い合わせください。



### 相談会を開催しました。

11月30日(日)の13時から16時まで、江戸川区の小松川3丁目第2アパートの集会室におきまして、「同アパートに居住されている方々限定の」相談会を開催いたしました。

当日お越しになった方々からは、東京電力の損害賠償に関する相談や、相続に関する相談、福祉に関する相談等が寄せられました。

皆さまのお住まいの団地等で、相談会開催のご希望がございましたら、開催を検討いたしますので、ぜひご連絡下さい。

連絡先：東京司法書士会事務局 TEL：03-3353-9191



## 岩手

### 「奇跡の一本松」で避難訓練を実施

今も多くの観光客が訪れる「奇跡の一本松」の周辺で11月27日、大津波を想定した避難訓練が行われた。岩手・陸前高田市で震度6強の大地震が発生、30分後に津波が来るとの想定。訓練参加者は1kmほど離れた高台へ20分程度で避難できたが、設置されている避難誘導板が観光客の目にとまらない、避難方法がわからない、などの課題も浮き彫りになった。(FNN 被災地発@岩手 2014/11/27 より抜粋)



## 宮城

### 地域型復興住宅マッチングサポート制度説明会

東日本大震災で被災し、自力での自宅再建を目指す人に県内の工務店を紹介する制度が12月1日から始まるのを前に、業者向けの説明会が開かれた。県内の復興住宅の受注状態を、県地域型復興住宅推進協議会が一元的に把握することで、予算や工事期間の早さなど条件に合った業者を効率よく紹介する制度で、今後は被災した人を対象とする説明会を行うほか、電話とメールでも相談を受け付ける。(FNN 被災地発@宮城 2014/11/25 より抜粋)



## 福島

### 帰還のきっかけに…避難区域に初の食堂がオープン

福島第1原発事故の避難区域にある南相馬市小高区で、事故後初の食堂「おだかのひるごはん」が12月8日開店する。帰還準備で立ち入る住民や作業員、ボランティアらに温かい食事を提供したいと、地場産の食材を用い、栄養バランスに配慮した日替わり定食を地元の主婦3名が調理する。店を立ち上げたのは地元出身のIT関連会社社長和田智行さん(37)。「食堂は住民の居住に必要な機能。店の営業が帰還を考えてもらうきっかけになれば」と話す。

営業は当面、月・木・金曜、午前11時～午後2時の予定。(河北新報 2014/11/25より抜粋)

## 面談による相談（予約制）

### ●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜 17時～20時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3(JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分)


### ●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

(JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分)



## 電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。